

四日市市教委告示第13号

四日市市教育委員会公印規則（昭和59年四日市市教委規則第10号）第14条第1項の規定により、印影を印刷して使用するので、同規則第17条において準用する四日市市公印規則（昭和34年四日市市規則第8号）第16条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年6月9日

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也



1 名称

四日市市教育委員会印

2 寸法

方24ミリメートル

3 印影



4 使用区分

四日市市立視聴覚センター使用許可書

四日市市立視聴覚センター使用変更（取消）許可書

（四日市市教育委員会教育推進課）